

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-4
障がい者の自立支援

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

障がい福祉課長 友井 泰範

電話番号

0852-22-6256

事務事業の名称	障がい者利用施設運営事業	
目的	(1) 対象	視覚・聴覚障がい者
	(2) 意図	社会参加を促進するために社会福祉法人、指定管理者に委託又は補助金を交付する。
事業概要	○点字図書館における点字図書・朗読図書等の製作や貸出、生活訓練事業の実施、各種相談事業等に対して補助する。 ○聴覚障害者情報センターにおいて、字幕・手話入りビデオの貸出、手話通訳者・要約筆記者の養成、各種相談等を実施する。 ○障がい者スポーツの振興のため、県立はつらつ体育館の管理、運営を行う。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	点字図書、録音図書、CD図書、字幕付きビデオの貸出等	目標値		112,000.0	113,000.0	114,000.0	115,000.0	件
	式・定義	点字図書等の現物貸出数及びパソコン等のダウンロードによる利用件数の合計	実績値	110,902.0	124,209.0				
			達成率	-	111.0	-	-	-	%
2	指標名		目標値						
	式・定義		実績値						
			達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	101,407	101,157
うち一般財源 (千円)	64,195	64,299

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

○点字図書等の貸出は、近年パソコン等からのダウンロードによる利用が増えたため、目標値を上回った。

H27 現物貸出45,378件+ダウンロード65,524件=110,902件
H28 現物貸出34,572件+ダウンロード89,637件=124,209件

○点字図書館及びビデオライブラリーの利用登録者数
H28 点字図書館743名+ビデオライブラリー437名=1,180名

○はつらつ体育館の利用者数
H27 15,596人（うち障がい者3,203人） H28 17,350人（うち障がい者4,067人）

6. 成果があったこと（改善されたこと）

○点字図書館、聴覚障害者情報センターは、視覚や聴覚に障がいのある方への図書、DVD等の貸出のほか、生活や進路に関する各種相談、手話通訳者など意思疎通支援者の養成・派遣なども行っており、障がい者の社会参加促進につながっている。

○はつらつ体育館の利用者数は、障がい者関係団体や施設への周知等により、年々増加しており、障がい者スポーツの振興、障がい者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与している。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

○聴覚障害者情報センター及び西部視聴覚障害者情報センターの利用登録者数は、視覚障がい又は聴覚障がいにより身体障害者手帳を所持している方の17%程度であることから、視聴覚障がい者が必要としている情報を十分に得られていない状況にある。

○はつらつ体育館については、利用者が増加しているが、利用者アンケートなどで備品等の劣化を指摘する意見がある。

②困っている状況が発生している「原因」

○センターを設置していることやサービスの内容等に係る周知が不足している。

○はつらつ体育館は、昭和54年度に開館して以降、必要な修繕等行ってきたが、経年による設備、備品等の劣化が生じている。

③原因を解消するための「課題」

○これまでの方法に加え、新たな広報啓発を行っていく必要がある。

○はつらつ体育館の設備の修繕や備品等の購入について、計画的かつ適切に行っていく必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

○障害者基本法第22条においては、障がい者が円滑に意思疎通を図ることができるように、地方公共団体は障がい者に対して情報を提供する施設の整備等必要な措置を講じなければならないとされている。視聴覚障がい者が円滑な意思疎通や各種サービスを確実に受けられるよう、センター広報誌の配布範囲の拡大、ホームページやブログの充実、県の広報媒体の活用等により広報啓発を行っていく。また、引き続き、点字図書及び録音図書、字幕付きビデオの製作等を行い、利用者の利便性の向上を図る。

○はつらつ体育館については、備品購入等を計画的に進めていく。また、経年による施設等の劣化が予想されるが、これに対応するため、全庁的な指定管理施設等の維持保全計画（管財課所管）に位置づけ、計画的な修繕を進める。